

おむつ廃棄物語③

自治体によって廃棄区分や処理費用が大きく異なる紙おむつ。大切なのは、自治体の決めたルールに従ってきちんと処理することだ。

特別養護老人ホームなど介護施設から出される紙おむつは「事業所系一般廃棄物」(一廃)として処理されることが多い。その場合、自治体の指定収集業者と施設が契約して収集に来てもらう方法や、指定の有料ゴミ袋に入れて収集場所に置く方法で、他の可燃ゴミと一緒に焼却施設に運ばれ、処理される。

一方、施設から出されるゴミでも不燃ゴミや資源ゴミは、ゴミの量を減らすための中間処理施設でゴミの種類ごとに破碎、圧縮などの処理を

され、資源として使えるものは売却される。実際2012年には、一廃で処理すべき紙おむつ約10キを家庭ゴミとして捨てた神奈川県内の病院理事長が逮捕されている。

一般社団法人廃棄物管理業協会の方では、紙おむつ専用の廃棄ボックスを使うなど処理に気を配っていると

否する場合もある。介護施設によっては、紙おむつ専用の廃棄ボックスを使うなど処理に気を配っていると

捨てる方はルールを守って

し再利用される。

こうした廃棄方法は各自治体が定めており、違反したり、いい加減に処理したりすると施設の信頼を損ない、地域とのトラブルになりかねない。

井上崇之理事長は「介護施設と地域住民がトラブルになったという話は聞いたことがないが、臭いが外に漏れたり、回収時に袋から便が出たりするのはトラブルになりかねないので

防がなくてはいけない」と話す。近年、一廃で処理される事業ゴミへの監視を強化する自治体が増え、可燃ゴミでないゴミは受け入れを拒否する場合もある。介護施設によっては、紙おむつ専用の廃棄ボックスを使うなど処理に気を配っていると



紙おむつを捨てる特養ホーム職員。捨てる方には細心の注意を払っている